様式２－２

番号	１．
項目	大規模災害が発生した際、透析患者が透析施設に通院するための手段を確保してください。 透析患者は交通手段が寸断されても透析を受けるため週３回以上の通院をしなければなりません。通院手段の確保が必要です。通院している透析施設や自宅が被災し遠方での透析を余儀なくされた場合、移動手段と宿泊先等を確保してください。

（回答）

大規模災害時の透析医療については、大阪府が作成する、「透析医療災害時対応マニュアル」を基本方針とし、府は災害医療コーディネーターと協力して、各透析医療機関の被災状況や患者受入可能数等の必要な情報を迅速かつ的確に収集・提供することにより、透析医療の受療が困難となった患者の受入調整を行うこととされています。

なお、本市としては、厚生労働省で構築された「医療機関等情報支援システム（EMIS)」により医療機関の状況把握を行うとともに、必要な医療情報及び医療機関の活動状況の情報提供に努めてまいります。

担当	健康局　総務部　総務課　電話：06－6208－9892 健康局　保健所　保健医療対策課　電話：06－6647－0679

番号	２．①
項目	大規模災害が発生した際、避難所等においても透析患者の特徴を理解し配慮した対応をしてください。 食事制限（塩分・カリウム・リン・水分等の摂取制限）を必要とするため配給される飲食物への配慮をお願いします。

（回答）

本市では避難所を運営する避難所運営委員会向けに作成している「避難所開設・運営ガイドライン」において、人工透析を必要とする方をはじめ要配慮者等の特性ごとに必要な対応を示して、避難所運営にあたることとしております。

食糧については、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」において本市が備蓄すべき物資について定めており、食塩は別袋添付で入れずに食べることができるおかゆなどの特殊食品も備蓄しています。

また、配給の際は食料の原材料表示を示した包装などを掲示し、避難者が確認できるようにするなど可能な範囲で注意喚起や情報提供をすることとしています。

避難所等に透析患者が避難される場合は、配慮に努めてまいりますが、大規模災害発生直後は十分に対応できないことも考えられますので、「自助」の取り組みとして必要物資の備蓄をしていただくなど、ご自身での災害に対する備えにも取り組んでいただきますようお願いいたします。

担当	危機管理室　危機管理課（減災対策グループ）　　電話：06-6208-7380

番号	２．②
項目	大規模災害が発生した際、避難所等においても透析患者の特徴を理解し配慮した対応をしてください。 合併症による障害等で足腰の弱い者が多いため、バリアフリー化を進めてください。

（回答）

本市では、災害発生時にひとりでの避難が困難な方や一般的な避難所では避難生活を行う事が困難な方などの要配慮者への支援について、要配慮者自身、自主防災組織、大阪市のそれぞれの果たすべき事項を取りまとめた「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画)」により取組を進めています。

また、小中学校の災害時避難所においてバリアフリー等に配慮した部屋を福祉避難室として活用することとしています。「避難所開設・運営ガイドライン」においても、要配慮者の特性ごとに必要とされる対応について、「肢体不自由」「腎臓に障がいのある方」等に分けてその特性や避難生活で留意すべき事項を記載し、避難された方への対応を適切に行えるように取り組んでいます。

担当	危機管理室　危機管理課（減災対策グループ）　　電話：06-6208-7380

番号	２．③
項目	大規模災害が発生した際、避難所等においても透析患者の特徴を理解し配慮した対応をしてください。 ウイルスや細菌などに対する抵抗力が弱く感染症を併発すると重症化しやすいため、衛生対策をお願いします。

（回答）

大規模災害が発生した際は、迅速・的確な医療活動を行えるよう、避難所等の体制を整備するとともに、医療機関の受け入れ状況を把握し、市内医療機関で対応が困難な場合等は、大阪府をはじめとする関係機関と連携しながら適切な対応に努めてまいります。

また、避難所内におけるウイルスや細菌等にかかる感染症のまん延防止及び重症化の防止を図るために、手洗い・うがい・咳エチケットなどの予防行動について注意喚起の貼り紙をするなど、広く周知いたします。

担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課　　電話：06－6647－0656 健康局 健康推進部 健康施策課　　電話：06－6208－9951

様式２－２

番号	３．
項目	大規模災害が発生した際、透析施設の情報が透析患者・家族等に充分に伝わるよう配慮してください。

（回答）

大規模災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するためには医療機関の状況把握が肝要であり、大阪府等と十分に連携を図りその把握に努めるとともに、医療機関の活動状況について、テレビ、ラジオ、ホームページ、避難所等での掲示など、多様な情報提供手段の活用を図り、迅速かつ適切に情報提供に努めてまいります。

担当	危機管理室 危機管理課（庶務グループ）　電話：06－6208－7379 健康局 大阪市保健所 保健医療対策課　電話：06－6647－0687 健康局 健康推進部 健康施策課　電話：06－6208－9951

番号	４
項目	大規模災害が発生した際、貴自治体内にある透析施設の、速やかなインフラ（水道・電気等）の復旧に努めてください。 血液透析を行うためには、電気とともに患者１人に対し１回約１２０リットルの水が必要です。最大限のご配慮をお願いします。

（回答）

【電気について】

大阪市防災・減災条例第 26 条では「市長等、道路管理者（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第１項に規定する道路管理者をいう。）及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む事業者は、大阪市地域防災計画に定めるところにより、相互に連携して災害復旧を実施しなければならない。」としており、電気、ガス等のライフライン等の復旧実施義務を定めております。

大阪市地域防災計画（R7.3）では、ライフラインの復旧について定めており、電気につきましては、関西電力株式会社が次の内容により、取り組むこととなっております。

（大阪市地域防災計画（R7.3）より抜粋）

電気施設の災害応急対策（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における応急工事

①応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

②応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

a. 火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

b. 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

c. 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

d. 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

e. 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

【水道について】

地震等の災害により断水した場合には、病院等の重要施設（人工透析施設を備えた医療機関を含む）に対し、優先的に給水車により応急給水を実施することとしています。また、同時に、被災・漏水した市内水道管や浄水場など水道施設の復旧作業を行い、病院等の重要施設へ繋がる水道管については優先的に復旧に取り組むこととしています。

担当	危機管理室 危機管理課（防災計画グループ ） 電話：06-6208-7385 水道局　工務部　計画課　　電話：06-6616-5513

番号	５．
項目	災害時における患者会と自治体との問題点の把握と情報共有をするための協議の場を設けてください。

（回答）

問題点の把握等について、本市では、団体との協議や意見交換に関しまして、全市的に統一した組織的な取扱いを行うこととし、より一層の透明性の確保と公平・公正な取扱いを期するとともに、団体との円滑かつ効果的な意見交換を行うために「団体との協議等のもち方に関する指針」を策定しており、今後も同指針の定めるところにより対応してまいりたいと考えております。

担当	危機管理室　危機管理課（庶務グループ）　　電話：06－6208－7379 健康局　総務部　総務課　　電話：06－6208－9892